



一般社団法人
メディカルスタディ協会

◇ 中島 慶八郎氏の医療ブツタ切り 第34回「保険薬局の指定について」 ◇

文／中島 慶八郎 氏

保険薬局の指定について

保険薬局は次の場合、届出許可が必要となる

- 1) 新設の場合
- 2) 6年ごとに更新を行う場合
- 3) 構造および内部施設を変更した場合

この保険薬局指定については、平成28年3月31日付けで厚労省保険局医療課より各地方厚生局に対し、改めて通知が出されている。主題は保険医療機関との一体的構造に係る解釈が変更された。また、保険薬局が保険医療機関と一体的経営に当たらないことを確認することは従来通りである。今回の変更は平成28年10月1日より適用されるものである。(別表1参照)

1. 従来、保険医療機関と隣接する場合、フェンスが必要であったが不要となる(別表2参照)
2. 公道に面した保険医療機関と保険薬局の場合は現地の実態を踏まえ、地方社会保険医療協議会に相談して個別に判断される。また、保険医療機関所有の道路前の保険薬局も同様に個別の判断となる。
3. 保険医療機関と保険薬局とが双方を自由に入出りできる構造は認められない。(別表3参照)
4. その他
 - イ. 同一ビルの場合 雑居ビルの階段・エレベーターは公道と認められるが、保険医療機関と保険薬局のみのビルは公道とはならない。
 - ロ. 患者のプライバシー保護 薬剤師が、患者に対応して健康相談に応じる時、患者のプライバシーをどのように保護するか。各相談室があれば良いと思われるが、そのほかにより良い個人情報保護の方法を検討する必要がある。
 - ハ. 地域活動 かかりつけ薬局として評価される場合、地域活動をどのようにするか？

- a. 在宅
- b. 健康相談会等を開催する
- c. 地域ケア会議に参加する
- d. 様々な健康フェアに展示、プレゼンを行う

4) その他は、今回の通達とは直接的には関係がないが、平成28年5月時点でかかりつけ薬局として問題になっている点、特に地方厚生局によって運用が異なる恐れがあるものを記した。